

第6回 都市自治制度研究会 議事概要

日 時：平成27年10月1日（木） 15:00～17:00

開催場所：日本都市センター会館7階 704会議室

出席者：大杉覚 座長代理（首都大学東京）、飯島淳子 委員（東北大学）、金井利之 委員（東京大学）、斎藤誠 委員（東京大学）、内海巖 委員（上越市）、金子義幸 委員（上田市）、大谷基道 専門委員（名古屋商科大学）、石川室長、鈴木室長補佐、加藤研究員、杉山研究員、三浦研究員（日本都市センター）

議事要旨：アンケート調査結果について意見を交わした。
広域連携の論点について意見を交わした。

1 アンケート調査結果について

(1) 「地域機関」¹について

- ・ 「支所等」²の設置状況を見ると、まず「支所」については、全体で5割強の自治体が支所を設置しているが、そのうち合併自治体では約75%、非合併自治体では約25%と、合併自治体において支所を設置している事例が多くなっている。一方で、「出張所」については、合併自治体と非合併自治体の間で大きな違いはなく、いずれも3割強が出張所を設置している。
- ・ 「その他の地域機関」³の設置状況を見ると、「公民館」を設置している自治体が最も多くなっており、「地域包括支援センター」「子育て支援拠点施設」「市町村保健センター」が続いている。ほとんどの「その他の地域機関」で、合併自治体の方が数値が若干高くなっており、合併前の市町村の機関を合併後も引き継いでいる状況が垣間見える。
- ・ 「支所等」の職員数の増減を見ると、合併・非合併にかかわらず、「正規職員」の減少と「その他の職員」の増加がトレンドになっているが、特に合併自治体において「正規職員」の削減数が多くなっている。
- ・ 「支所等」の設置数の変化をに見ると、合併・非合併にかかわらず、ほとんどの自治体において設置数は変化していない。
- ・ 「支所等」の所掌事務を見ると、「支所」において、合併自治体の方が非合併自治体よりも所掌事務が多い傾向にある。「出張所」では、所掌事務に大きな違いはない。一方で、所掌事務の変化に着目すると、特に合併自治体において、合併後に「所掌事務を削減した」と回答する自治体が多くなっており、削減の理由としては、「行政経費の削減」や「集中的な管理による事務の効率化・専門性の向上」を挙げる自治体が多い。

(2) 「住民自治組織」⁴について

- ・ 「地縁型住民自治組織」⁴について、「活動が活発になってきている」と回答した自治体は約5%に過ぎず、約20%の自治体が「活動が低調になってきている」と回答している。一方で、

¹ 本調査では、「地域機関」を「自治体の区域内に複数設置され、住民の権利義務に関係する何らかの行政機能や決定権限を付与された行政機関（自治体行政機構の中に位置づけられたもの）をいう。ただし、地方自治法 252 条の 20 で規定される『指定都市の区』を除く。」と定義している。

² 本調査では、「支所等」を「地方自治法 155 条 1 項に基づく『支所』及び『出張所』、地方自治法 202 条の 4 もしくは合併特例法 23 条に基づく『地域自治区』のいずれかに該当する『地域機関』をいう。」と定義している。

³ 本調査では、「その他の地域機関」を「『地域機関』のうち、『支所等』に該当しないすべての機関をいう。」と定義している。

⁴ 本調査では、「地縁型住民自治組織」を「自治会・町内会など、比較的狭い区域で、住民相互の親睦や地域課題に取り組むために組織された任意の団体及びその連合会等をいう。」と定義している。

「協議会型住民自治組織」⁵では、約40%の自治体が「活動が活発になってきている」と回答しており、「活動が低調になってきている」と回答した自治体は約4%にとどまっている。町内会・自治会等の「地縁型住民自治組織」が加入率の低下等に直面し、活動が低調になる一方で、「協議会型住民自治組織」が多くの自治体において設置され、その活動が活発になりつつある状況が垣間見える。

- ・ 地域に関する計画の策定状況を見ると、「都市計画マスタープランの地域別計画」「都市計画法上の地区計画」「総合計画の地域別計画」「地域振興やコミュニティ活性化に関する計画」の順に多く、計画策定にあたって、住民自治組織に意見聴取を行っている事例や、検討組織に住民自治組織の代表者が参加している事例も多く見られる。住民自治組織が策定主体となっている計画も少なくない。
- ・ 住民自治組織との「協働」の状況を見ると、協働事業提案制度の設置数と事業提案数、業務委託の有無と委託数、指定管理者の指定の有無と指定数のいずれにおいても、「特に変化はない」と回答した自治体が最も多くなっている。一方で、業務委託と指定管理者では「増加傾向にある」と回答した自治体も一定数にのぼっている。

(3) 集計結果に関する意見交換

- ・ 「地縁型住民自治組織」がないと回答した自治体があるが、町内会・自治会とは別の名称の組織が存在しているのか、詳細について調査する必要がある。
- ・ わずかではあるが、支所等の設置数が増加している自治体や、支所等の所掌事務を増やしている自治体もある。これらの自治体において、意欲的に都市内分権が進められているのかを精査する必要がある。
- ・ 職員数の減少については、同じ減少数だったとしても、自治体の規模によって行政運営に与えるインパクトが異なる。減少数だけでなく、減少率も見ていく必要がある。
- ・ 主だった設問については、合併・非合併の他に、三大都市圏とそれ以外、自治体の人口規模等でクロス集計をしてみてもどうか。また、合併自治体においても、合併の形態（編入合併か新設合併か）によって状況が異なるかもしれない。

2 論点（広域連携）について

- ・ 複数の連携中枢都市圏に参加している自治体において、取組みの住み分けがどのようになされているのか、あるいは圏域間で何か調整を行っているかということも論点になり得る。
- ・ 連携中枢都市圏の取組みを進めている圏域のなかには、定住自立圏を形成していない圏域も多い。なぜ今広域連携を進めようとしているのかについても、ヒアリングで確認できるとよい。
- ・ 連携中枢都市圏の取組みを進めるうえでイニシアティブをとったのは誰か、連携中枢都市側にどのようなメリットがあると考えているのかといった点も、調査事項に加えてはどうか。
- ・ 地方創生との関連性はあるのか。地方版総合戦略の中で連携中枢都市圏の取組みをどのように位置づけているのかについても関心がある。
- ・ 連携中枢都市圏の取組みを進めていく際に、都道府県がどのように関わったかという点も調査事項に加えてはどうか。
- ・ 連携中枢都市圏ビジョンの策定にあたっては、各事業部署との調整が必要になる。連携中枢都市圏ビジョンをどのような体制で策定したのか、具体的には、各部署から人員を集めてプロジェクトチームをつくったのか、専任の人員・部署を置いたのかといった点も論点になる。

⁵ 本調査では、「協議会型住民自治組織」を「自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、PTA、企業等の多様な主体による、地域課題の解決のための組織をいう。」と定義している。

- ・ 都道府県と市町村の連携協約の締結については、従来のような都道府県と小規模町村の連携と比較する必要がある。どのような方向性をめざして、連携協約を活用した取組みを進めようとしているのか、ヒアリングで確認できるとよい。

3 その他

- ・ 次回研究会では、現地ヒアリング調査の結果について事務局より報告を行うとともに、報告書の執筆分担について検討を行う。

(文責：日本都市センター)